

【協議③】

地域公共交通確保維持事業に係る計画（案）について

地域公共交通確保維持事業に係る計画案について

- 地域内フィーダー系統（地域間交通ネットワーク（地域間幹線バス系統や鉄道など）と接続して支線として運行している地域公共交通）の確保維持を目的とした国庫補助金（地域内フィーダー系統補助）を得るために、運行回数や輸送人員などの計画を策定し、熊本運輸支局に提出する。提出にあたっては、事前に当会議の承認を得る必要がある。今回はR9年度事業（R8.10月～R9.9月）の計画について審議していただく。
- 玉名市が計画に記載する系統は2つ（バス2系統）
 - (1) 玉名駅～九州看護福祉大学～新玉名駅
 - (2) 玉名市街地循環線

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

※令和6年度まではバス事業者等も対象

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



○ 補助率

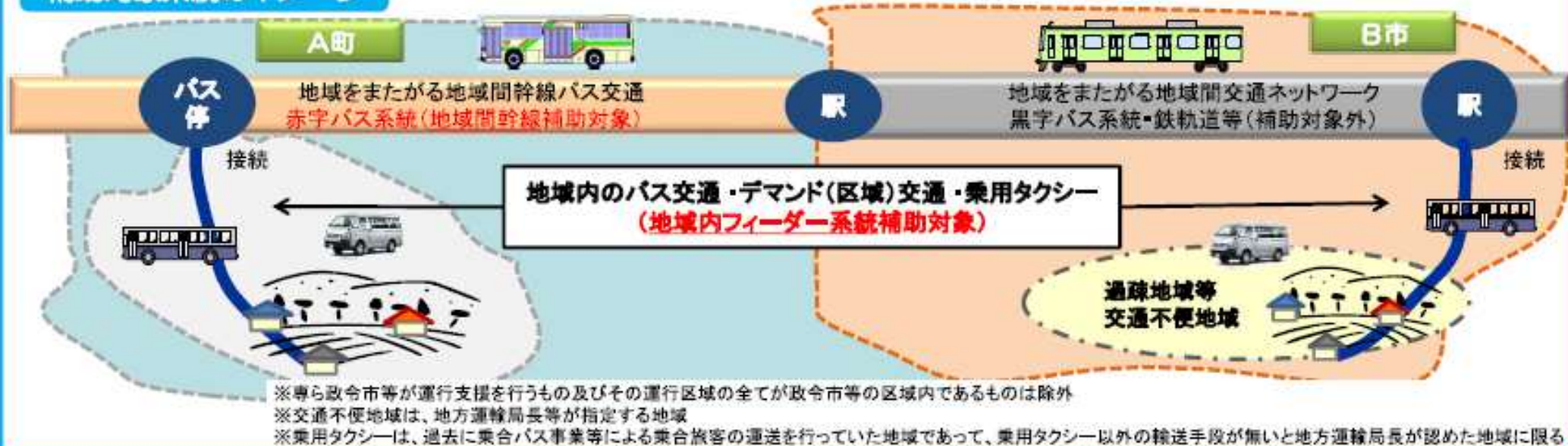
1/2以内

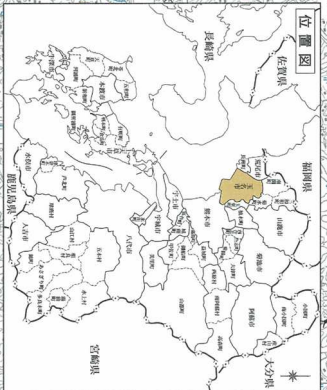
○ 主な補助要件

市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
- ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
- ・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
- ・経常赤字であること

補助対象系統のイメージ





**地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域内フイーター系統における国庫補助)**

- ・地域内交通の運行に対する国の支援メニュー
- ・過疎地域等におけるコミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。
- ・補助要件
- ・補助対象となる幹線バス交通ネットワークを補完するもの。
- ・乗車人員が2人/1回以上であること。
- ・経常赤字が見込まれること等
- ・補助額等
- ・補助額: 1/2、収支差、経常費用-経常収入

申請番号(1)
九州看護福祉大学經由玉名駅新玉名駅線(6キロ往復)
(計画運行日数362日、計画運行回数1853、5回)

申請番号(2)
玉名市街地循環線(8、2キロ循環)
(計画運行日数365日、計画運行回数7870回)

**熊本線
(桜町バスターミナル〜玉名駅)**

玉名駅前停留所

**荒尾線
(玉名市役所〜バスセンター)**

...フイーター系統(区域運行)
 ...接続する地域間幹線系統
 ...結節点



地域内フィーダー系統補助に関する 年間スケジュール

	R8. 6	R8. 9	R8. 10	R8. 11	R8. 12 ～R9. 1	R9. 3	R9. 6	R9. 9
R8事業 (R7. 10～R8. 9)				玉名市地域公共交通会議が 補助金申請	事業評価	玉名市地域公共交通会議へ 補助金入金 ⇒市に送金		
R9事業 (R8. 10～R9. 9)	計画の 認定申請	計画認定						
R10事業 (R9. 10～R10. 9)							計画の 認定申請	計画認定

 は玉名市地域公共交通会議で承認後、熊本運輸支局に提出する。

計画策定と変更について

R7年度事業（R6. 10月～R7. 9月）の利用実績などをもとに、
バス 2 系統の運行回数や輸送人員について産交バス本社が積算。

系統のダイヤ改正や増減便などの運行内容の変更を行う場合は
国土交通省へ計画変更の手続きをする必要があるが、
軽微な変更や様式の変更については事務局判断により手続きを行う。

令和8年 月 日
(名称) 玉名市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市には、鉄道（JR 九州新幹線 1 駅、JR 九州鹿児島本線 3 駅）や路線バス等が運行し、市民の日常生活における移動手段として広く利用されており重要な役割を果たしている。

九州看護福祉大学線については、結節点である JR 玉名駅や JR 新玉名駅と接続しており、市民はもとより、市外からの通勤通学に多く利用されている。特に、九州看護福祉大学へ向かう学生からのニーズは高く、通学に必要な不可欠な交通として機能している。

また、玉名市街地循環線は、玉名市中心部の人口集積地を運行する市内完結の路線バスである。

これは、市内移動はもとより、幹線バスや鉄道等の結節点である JR 玉名駅に接続しており、通勤、通学、買い物、通院等の日常生活において結びつきが強い荒尾市、玉名郡長洲町及び熊本市との移動手段も確保している。そのため、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要な不可欠な交通として機能している。

今後、このような幹線と連携した支線的な公共交通を継続的に運行させる必要性が益々高まるが、一方で運行経費を運賃収入等で賄うことは現実的に困難であり、また市の財政状況を踏まえても市単独での運行も厳しい状況にあることから、地域公共交通確保維持事業を活用し、持続可能な公共交通サービスの提供を図ることを目的とするものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

事業年度			R4 (基準)	R7 (実績)	R9 (目標)	R10 (目標)
収 支 率 (%)	運行系統名 (申請番号)	(1) 路線バス 「九州看護福祉大学経由 玉名駅・新玉名駅線」	38.0	27.9	39.8	40.1
		(2) 路線バス 「玉名市街地循環線」	18.7	18.1	20.5	20.8
財政負担 額(千円)	運行系統名 (申請番号)	(1) 路線バス 「九州看護福祉大学経由 玉名駅・新玉名駅線」	865	1,170	865	865
		(2) 路線バス 「玉名市街地循環線」	13,714	14,809	13,714	13,714
利用者数 (人)	運行系統名 (申請番号)	(1) 路線バス 「九州看護福祉大学経由 玉名駅・新玉名駅線」	18,877	16,838	17,518	17,869
		(2) 路線バス 「玉名市街地循環線」	27,935	33,821	35,187	35,891

(玉名市地域公共交通計画 P.62 参照)

※収支率については、玉名市地域公共交通計画に記載している基準年度 R4 年度から R10 年度にかけて 2.1%以上の改善を目標としているため、各年度 0.35%の改善を目標として設定している。

※財政負担額については、玉名市地域公共交通計画に記載の R4 年度数値の維持を目標としている。

※利用者数については、R6 実績時に目標と乖離していたため、R8 年度以降の目標値じゃ前年度より 2%上昇を目標として設定している。

※(2) 玉名市街地循環線については、R8 年度に一定期間減便となるので利用が減る見込みだが、R9 年度以降の目標値は当初のままとしている。

(2) 事業の効果

- (1) 九州看護福祉大学經由 玉名駅・新玉名駅路線を維持することにより、学生の通学に必要な移動手段が確保される。
- (2) 玉名市街地循環線を維持することにより、通勤、通学、買い物や病院など日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・地域内交通の利便性向上に向けた再編（玉名市、バス事業者）
利用者や交通事業者の意見を踏まえ、望ましい路線のあり方を検討。〈計画 P. 69〉
- ・バス利用環境の改善（玉名市、バス事業者）
交通結節点である玉名駅を中心に待合環境の改善を検討。〈計画 P. 70〉
- ・「地域公共交通マップ・時刻表」の作成、配布（玉名市、バス事業者）
作成部数 2,000 部。関係機関、希望者等に配布。〈計画 P. 72〉
- ・地域公共交通を身近に感じるための体験・機会の創出（玉名市、近隣自治体、バス事業者）
バスの展示や乗り方教室を実施する。〈計画 P. 73〉
- ・路線バス「九州看護福祉大学線」の充実（玉名市、バス事業者）
JR との接続に配慮したダイヤ改正や増便等をバス事業者・市・大学と協議、実施する。〈計画 P. 74〉

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

- ・申請番号 (1)
運行経費から経常収入及び国庫補助相当額を控除した額を玉名市と九州看護福祉大学が負担する。
- ・申請番号 (2)
運行経費から経常収入及び国庫補助相当額を控除した額を玉名市が負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

収支率や財政負担額、利用者数について、玉名市統計データから数値指標によるモニタリング・評価を実施。

**7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

**8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

**9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】**

該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

【平成 25 年度】 ・第 1 回(5 月 30 日) ・第 2 回(6 月 27 日) ・書面協議(7 月 9 日) ・第 3 回(3 月 27 日) 【平成 26 年度】 ・第 1 回(5 月 28 日) ・第 2 回(6 月 26 日) ・第 3 回(8 月 28 日) 【平成 27 年度】 ・書面協議(4 月 28 日) ・第 1 回(6 月 29 日) ・第 2 回(11 月 6 日) 【平成 28 年度】 ・第 1 回(6 月 22 日) ・書面協議(1 月 20 日) 【平成 29 年度】 ・第 1 回(6 月 28 日) ・書面協議(1 月 12 日) 【平成 30 年度】 ・第 1 回(6 月 28 日) ・書面協議 ・第 2 回(11 月 28 日) 【令和元年度】 ・第 1 回(6 月 24 日) ・第 2 回(1 月 15 日) 【令和 2 年度】 ・第 1 回(書面協議) ・第 2 回(11 月 27 日) ・第 3 回(書面協議) 【令和 3 年度】 ・第 1 回(書面協議) ・第 2 回(11 月 10 日) ・第 3 回(書面協議) 【令和 4 年度】 ・第 1 回(6 月 22 日) ・第 2 回(書面協議) ・第 3 回(9 月 22 日) ・第 4 回(1 月 23 日) 【令和 5 年度】 ・第 1 回(書面協議) ・第 2 回(書面協議) ・第 3 回(7 月 6 日) ・第 4 回(書面協議) ・第 5 回(書面協議) ・第 6 回(10 月 27 日) ・第 7 回(12 月 22 日) ・第 8 回(書面協議) ・第 9 回(2 月 22 日)	岱明・横島地域予約制乗合タクシー運行実施計画について承認 生活交通ネットワーク計画について承認 岱明・横島地域予約制乗合タクシー運行実施計画 滑石・岱明しおかぜタクシー、大浜・横島いちごタクシーの運行見直し 地域公共交通総合連携計画事業計画、予算、協働推進事業計画認定ほか 地域内フィーダー系統確保維持計画ほか 滑石・岱明しおかぜタクシー、大浜・横島いちごタクシー運行の変更 地域内フィーダー系統確保維持計画変更認定申請 地域内フィーダー系統確保維持計画 路線バスの運行見直し、公共交通空白地域・不便地域の解消に向けた検討ほか 地域内フィーダー系統確保維持計画及び路線バス再編の承認 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)の承認ほか 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)の承認ほか 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価 公共交通不便地域における移動実態調査の結果ほか 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)の承認ほか 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価ほか 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)の承認ほか 予約制乗合タクシー運行実施計画(乗降場の設定)の承認ほか 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価ほか 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)の承認ほか バス路線の運行内容の変更ほか 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価ほか 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)の承認ほか バス路線の運行内容変更の承認のほか バス路線の運行内容変更の承認ほか 予約制乗合タクシー運行実施計画(新たな乗合タクシーの本格運行)の承認ほか 会長・副会長の選任ほか 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)の承認 予約制乗合タクシーの運行実施計画(運行区域の拡大)について承認のほか バス路線の運賃改定ほか 「熊本都市部に帰る均一運賃の設定に係る共同経営計画」に関する意見徴収 玉名市地域公共交通計画(素案)について承認 玉名市地域公共交通計画(案)について承認ほか 予約制乗合タクシーの運行実施計画(運行便の拡大)について承認のほか 玉名市地域公共交通計画について承認ほか
---	--

【令和 6 年度】 ・第 1 回(6 月 25 日) ・第 2 回(書面協議) ・第 1 回運賃協議会(10 月 21 日) ・第 3 回(1 月 21 日) 【令和 7 年度】 ・第 1 回運賃協議会(書面協議) ・第 1 回(6 月 24 日) ・第 2 回(書面協議) ・第 2 回運賃協議会(8 月 21 日) ・第 3 回運賃協議会(11 月 6 日) ・第 3 回(12 月 18 日) ・第 4 回運賃協議会(書面協議) 【令和 8 年度】 ・第 1 回(5 月 8 日) ・第 2 回(6 月 29 日)	地域公共交通確保維持事業に係る計画について承認ほか 玉名市運賃協議分科会の新設及び規約の制定について承認 「熊本連携中枢都市圏バス・電車無料の日」に係る玉名市街地循環線の運賃について承認 玉名市地域公共交通計画について承認ほか 「玉名市街地循環線バス無料の日」に係る運賃について承認 地域公共交通確保維持事業に係る計画(案)の承認ほか 「熊本市中心部の均一運賃」の設定に伴う共同経営計画の変更について承認 「玉名市街地循環線」及び「くまもと県北病院線」の運賃改定について承認 玉名市乗合タクシーの運賃について承認 玉名市乗合タクシーの運行台数の変更について承認ほか わくわく1day パスの価格見直しについて承認 バス路線の運行内容変更の承認ほか 地域公共交通確保維持事業に係る計画(案)についてほか
19. 利用者等の意見の反映状況	
・計画策定の会議に住民代表が参画しており、適宜、意見を聴取し反映。 ・主な利用者である学生、教職員等の意見をもとに、定期的に関係者で協議を実施し利用ニーズに合わせた運行を実施中。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 玉名市岩崎 163 番地

(所 属) 玉名市企画経営部地域振興課

(氏 名) 古城 佳代

(電 話) 0968-75-1421

(e-mail) chiiki-s@city.tamana.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名			市区町村名		協議会名															年度	
熊本県			玉名市		玉名市地域公共交通会議															令和 9 年度	

申請番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号) 運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行 日数	計画運行回 数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表 7・別表 9・別表 10）					運行態様 の別	補助開始年度	基準八で該当 する要件（別 表 7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準六で該当 する要件（別 表 7のみ）
					起点	経由地	終点																
1	玉名市	産交バス株式会社	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(1) 九州看護福祉大学經由 玉名・新玉名駅線	玉名駅前	九州看護福祉大学前	新玉名駅	6.0km	6.0km	362.0日	1,853.5回			路線型							① 幹線接続	産交バス株式会社の地域間幹線系統である荒尾線、熊本線と玉名駅前停留所において接続する。	③ 前年度から引き続き運行
2	玉名市	産交バス株式会社	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(2) 玉名市街地循環線	玉名駅前	築地・玉名市役所	玉名駅前	循環	8.2km	365.0日	7,870.0回			路線型							① 幹線接続	産交バス株式会社の地域間幹線系統である荒尾線、熊本線と玉名駅前停留所において接続する。	③ 前年度から引き続き運行
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
熊本県	玉名市	玉名市地域公共交通会議	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	52,028 人
交通不便地域等（人）	5,580 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
5,580 人	旧天水町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

4. 評価指標の設定

計画目標に応じた評価指標と目標値を以下のとおり設定します。

なお、評価指標の目標値は、今後、人口減少・高齢化の進行が見込まれることを踏まえ、設定しています。

【評価指標と目標値の設定】

計画目標	評価指標	定義	現況値 令和4年度	目標値 令和10年度
1 既存の地域公共交通を基本とし、持続可能で移動ニーズに即したネットワークの形成				
	収支率	・路線バスの収支率 ・乗合タクシーの収支率	34.0% 9.0%	36.1%以上 18.9%以上
	・路線バスの収支率は、補助対象路線について、新型コロナ感染症拡大前の令和元年度の数値を目安とし、更なる利用促進を想定し設定。数値は玉名市統計データ（経常収入/経常費用）から毎年整理する。 ・乗合タクシーの収支率は、新型コロナ感染症拡大前の令和元年度の数値（みかんタクシーを除く）を目安とし、更なる利用促進を想定し設定。玉名市統計データ（利用料金/市の支出）から毎年整理する。			
	財政負担額	・路線バスと乗合タクシーの運行に係る市の実質財政負担額	117,942千円	117,942千円
	・実質財政負担額は、移動サービスの維持と利用促進を図ることで財政負担の効率化を図りつつ、現状負担額を維持する。数値は玉名市統計データから毎年整理する。			
	玉名市地域公共交通全体の総合的な満足度	・市民アンケートにおける玉名市地域公共交通全体の【満足・やや満足】と回答した割合	16.0%	20.0%以上
	・満足度については、市民の20.0%以上が公共交通に満足している状況を目指し設定。数値は市民アンケート調査において評価する。			
	外出時に交通手段がなくて困ることがあると回答した人の割合	・市民アンケートにおける外出時に交通手段がなくて【困ることがある】と回答した割合	14.3%	10.0%以下
	・外出時に交通手段がなくて困ることがあると回答した人の割合が市民の10.0%以下となることを目指し設定。数値は市民アンケート調査において評価する。			
2 利用促進及び認知度向上を図り、未来へつなぐ地域公共交通の実現				
	地域公共交通利用者数	・鉄道駅の乗車人員 ・路線バス利用者数 ・乗合タクシー利用者数	2,838人/日 486千人/年 12,440人/年	3,652人/日 547千人/年 18,500人/年
	・鉄道駅の乗車人員は、新型コロナ感染症拡大前の令和元年度の数値を目標として設定。数値はJR九州公表資料から毎年整理する。（肥後伊倉駅は公表データなし） ・路線バス利用者数は、令和3年から4年にかけて約4%回復していることや、路線の廃止状況をふまえ、年2%上昇を目標として設定。数値は玉名市統計データから毎年整理する。 ・乗合タクシー利用者数は、新型コロナ感染症拡大前の令和元年度の数値（みかんタクシーを除く）を目標として設定。数値は玉名市統計データから毎年整理する。			
	乗合タクシーの認知度	・市民アンケートにおける【乗合タクシーを知らない】と回答した割合	36.9%	20.0%以下
	・乗合タクシーを知らないと回答した人の割合が市民の20.0%以下となることを目指し設定。数値は市民アンケート調査において評価する。			
3 多様な関係者等との連携による地域公共交通の確保・支援				
	他分野との連携	・観光や商業・教育等と連携した取組	－	1件以上
	・他分野との連携の取組について、1件以上大学・高校や企業、商業施設等と連携した利用促進事業を実施することを目指し設定。数値は実際の実績より整理する。			
	新たな移動手段の導入可能性の検討	・地域住民主体での運営する地域公共交通等、新たな交通手段の導入検討事例	－	1地域以上
	・新たな交通手段の導入について、1地域以上検討していく事を目指し設定。数値は検討実績より整理する。			

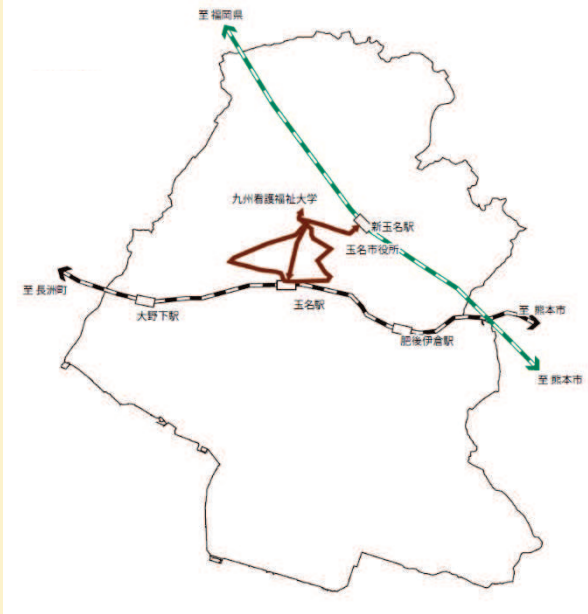
内容

2. 玉名市街地循環線等の地域内交通の利便性向上に向けた再編

地域内交通を維持していくには、利便性の向上に向けた再編が必要であるため、利用ニーズに合っていない路線や運行時間の状況を分析し、利用者や交通事業者の意見を踏まえ、望ましい路線のあり方を検討します。

鉄道駅や市街地内に立地する九州看護福祉大学、玉名市役所等を周遊する路線である九州看護福祉大学線(玉名駅前～新玉名駅)、玉名市街地循環線については、国の地域内フィーダー補助系統補助金の活用を継続して申請します。

■ 地域内フィーダー補助系統-該当路線図



地域内交通
(地域内フィーダー補助系統-該当路線)

実施主体

玉名市、バス事業者

実施工程

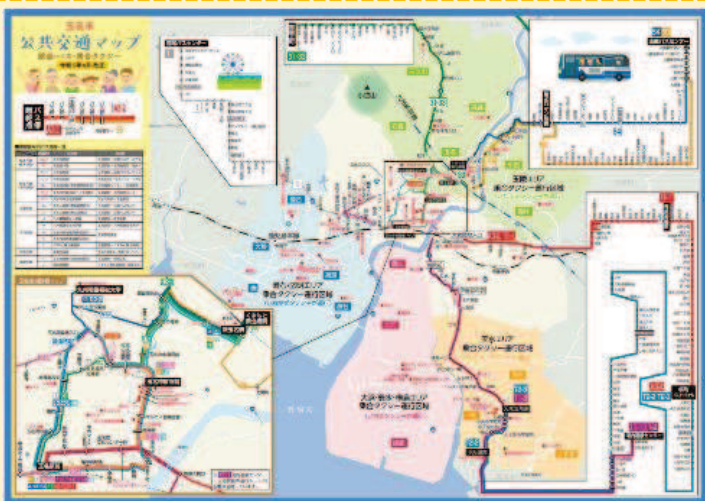
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
2. 玉名市街地循環線等の地域内交通の利便性・回遊性向上に向けた再編	検討協議	実施			

【地域内フィーダー補助系統に係る概要整理】

系統名		起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
路線バス	(1)九州看護福祉大学線	玉名駅前	九州看護福祉大学	新玉名駅	4条乗合	路線定期運行	産交バス	フィーダー補助
	(2)玉名市街地循環線(右回り・左回り)	玉名駅前	玉名市役所前	玉名駅前				

内容	3. バスの利用環境の改善 交通結節点である玉名駅を中心に待合環境の改善を検討します。 【事例】神奈川県松田町/空き店舗を活用した待合所の設置 ・松田町では、バス利用者の待合スペースの無い、小田急線新松田駅北口及びJR御殿場線松田駅南口において、空き店舗を活用した待合スペース「おもてなし・お休み処 つむGO」を整備している。 ・「おもてなし・お休み処 つむGO」は、バスや電車などの待ち時間に誰でも利用することができる待合所であり、帰宅途中の学生など幅広く利用されている。 おもてなしお休み処 つむGO がOPEN！ 4/1(日) <					
----	---	--	--	--	--	--

内容	2. 認知度向上のための説明会の実施 乗合タクシーの認知度向上及び利用促進を図るため、地域での活動等に出向き、乗り方について説明を行います。また、他の公共交通機関についても周知を図り、公共交通全体の利用促進を図ります。					
	【事例】福岡県嘉麻市/新たな公共交通の整備における出前講座 - 公共交通計画の記載内容や地域交通体系に係る具体的な説明を求める団体に対して、出前講座を実施。 - 講座内容は、公共交通の現状・問題点・課題、公共交通に関する今後の方向性等について周知。 5人以上が集まる団体を対象として実施。 新たな公共交通の整備について出前講座を実施しています！ ～ あなたの疑問にお答えします ～ 嘉麻市内を運行する地域公共交通については、今後、「一体性・安全性・利便性・持続性」をキーワードに大きな転換を図ろうとしています。 その方向性について、基本的な考え方を整理するため、嘉麻市地域公共交通形成計画（以下「形成計画」といいます。）を平成29年7月に策定しています。 この形成計画に基づき、嘉麻市における地域公共交通確保に向けた基本方針などの基本的な考え方を取りまとめ、嘉麻市地域公共交通運行計画の策定を進めています。 地域公共交通は専門的な内容が多く、分かりにくい事項があるかと思われます。つきましては、記載内容に対する疑問や考え方、地域交通体系とは一体何なのか等、当該計画に関する内容の説明をご要望される場合は、下記のとおりお知らせください。 市の職員が出前講座として、会議室、禮堂等に出向き、説明をさせていただきます。 (出典) 嘉麻市 HP					
実施主体	玉名市					
実施工程	項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	2. 認知度向上のための説明会の実施	実施				

事業5		《玉名市地域公共交通全体》に関する実施事業				
内容	1. わかりやすい情報の発信 公共交通マップ・時刻表の作成やインターネットを活用し、わかりやすい情報の発信を図ります。また、効果的な情報の発信として、デジタルサイネージ※等の導入を検討し、情報の「見える化」を推進します。					
	【実績】公共交通マップ - 本市に存在する鉄道・路線バス・一般タクシー・乗合タクシーに関する情報を一元化して記載。 - 市役所窓口等で配布している。  (出典) 玉名市					
実施主体	玉名市、交通事業者					
実施工程	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	1. わかりやすい情報の発信	検討・実施				

内容

2. 地域公共交通を身近に感じるための体験・機会の創出

市のイベントや地域活動、学校と連携し、路線バスを身近に感じてもらうための乗り方教室を開催します。

また、自家用車の利用から、環境負荷の少ない公共交通への転換を促すため、市街地循環線等において「無料の日」を実施します。

さらに、熊本市等と協働した、広域連携による乗車無料の日の実施を検討します。

【事例】天草市・産交バス(株)/乗り方教室の開催

・普段は主に自家用車やスクールバスで移動している離島の児童たちに、公共交通機関に興味を持ってもらうこと、また、本土に出たときのためにバスの利用方法を教えておくことを目的として、児童クラブの1～3年生を対象とした乗り方教室を開催。



(出典) 天草市 HP

【事例】熊本市/バス・電車無料の日

・公共交通を利用する“きっかけ”をつくるとともに、市内の交通渋滞の軽減を図ることを目的とし、『バス・電車無料の日』を実施している。



(出典) 熊本市 HP

実施主体

玉名市、近隣自治体、バス事業者

実施工程

項目

令和6
年度

令和7
年度

令和8
年度

令和9
年度

令和10
年度

2. 地域公共交通を身近に感じるための体験・機会の創出

検討・協議・適宜実施

内容	3. 市内に立地する高校・大学や商業施設等と連携した利用促進・利便性向上の取組																																																																																																																																																																																																													
	高校進学フェアでは、公共交通機関を利用した通学方法等について案内し、高校入学説明会では、バス定期券の出張販売を実施します。																																																																																																																																																																																																													
	九州看護福祉大学線については、学生の利便性向上を図るため、大学、バス事業者、市の3者協議を継続して実施します。																																																																																																																																																																																																													
	また、バス路線の沿線上に立地している集客施設等と連携し、利用促進・利便性向上の取組について検討します。																																																																																																																																																																																																													
	【実績】玉名市 ・公共交通機関を活用することで、市内5つの高校へ通学できることをPRするため、各校の登校時間と下校時間に合わせて、路線バスと電車の乗り継ぎや運賃、運行時間等について案内している。 (出典) 玉名市 時刻表（年度途中でも変わることもありますのでご注意ください） <table><tr><th></th><th>荒尾</th><th>時合</th><th>南関</th><th>三ツ川</th><th>山鹿</th><th>和水</th><th>小田</th><th>橋本</th><th>玉東</th><th>八重</th></tr><tr><td rowspan="6">登校</td><td>例 乗車</td><td>6:15</td><td>6:43</td><td>6:30</td><td>6:53</td><td>6:15</td><td>6:29</td><td>6:43</td><td>7:30</td><td>7:50</td><td>7:55</td></tr><tr><td>例 ① 降車</td><td>6:57</td><td></td><td>7:10</td><td></td><td>7:03 (東郷経由)</td><td></td><td></td><td>8:07</td><td></td><td></td></tr><tr><td>例 ② 乗車</td><td>6:55</td><td>7:23</td><td>7:15</td><td>7:38</td><td>7:05</td><td>7:20</td><td>7:34</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>例 ② 降車</td><td>7:37</td><td></td><td>7:56</td><td></td><td>7:55 (東郷経由)</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>例 ③ 乗車</td><td>7:20</td><td>7:48</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>例 ③ 降車</td><td>8:02</td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td rowspan="12">下校</td><td>試験 乗車</td><td>14:20</td><td></td><td>14:02(※2)</td><td></td><td>14:02 (東郷経由)</td><td></td><td></td><td>13:36</td><td></td><td></td></tr><tr><td>試験 降車</td><td>15:04</td><td>14:32</td><td>15:08</td><td>14:44</td><td>14:58</td><td>14:40</td><td>14:26</td><td>14:13</td><td>13:52</td><td>13:48</td></tr><tr><td>例 乗車</td><td>16:20</td><td></td><td>16:47</td><td></td><td>16:47 (東郷経由)</td><td></td><td></td><td>15:11</td><td></td><td></td></tr><tr><td>例 ① 降車</td><td>17:04</td><td>16:32</td><td>17:28</td><td>17:04</td><td>17:43</td><td>17:25</td><td>17:11</td><td>15:48</td><td>15:27</td><td>15:23</td></tr><tr><td>例 ② 乗車</td><td>17:20</td><td></td><td>-</td><td></td><td>17:32 (東郷経由)</td><td></td><td></td><td>-</td><td></td><td></td></tr><tr><td>例 ② 降車</td><td>18:04</td><td>17:32</td><td>-</td><td>-</td><td>18:28</td><td>18:10</td><td>17:56</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>例 ③ 乗車</td><td>18:20</td><td></td><td>-</td><td></td><td>18:12 (米の岳)</td><td></td><td></td><td>-</td><td></td><td></td></tr><tr><td>例 ③ 降車</td><td>19:04</td><td>18:32</td><td>-</td><td>-</td><td>19:37</td><td>-</td><td>18:58</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>終 乗車</td><td>19:40</td><td></td><td>18:12</td><td></td><td>19:27 (東郷経由)</td><td></td><td></td><td>18:01</td><td></td><td></td></tr><tr><td>終 降車</td><td>20:24</td><td>19:52</td><td>18:53</td><td>18:29</td><td>20:22</td><td>20:05</td><td>19:51</td><td>18:41</td><td>18:19</td><td>18:13</td></tr><tr><td colspan="11">※2 山鹿線（東郷経由）に乗車してバス停「新玉名駅」で乗り継ぐ必要があり、上記運賃とは異なるため、定期券とは別に運賃が必要です。</td></tr></table>							荒尾	時合	南関	三ツ川	山鹿	和水	小田	橋本	玉東	八重	登校	例 乗車	6:15	6:43	6:30	6:53	6:15	6:29	6:43	7:30	7:50	7:55	例 ① 降車	6:57		7:10		7:03 (東郷経由)			8:07			例 ② 乗車	6:55	7:23	7:15	7:38	7:05	7:20	7:34	-	-	-	例 ② 降車	7:37		7:56		7:55 (東郷経由)			-	-	-	例 ③ 乗車	7:20	7:48	-	-	-	-	-	-	-	-	例 ③ 降車	8:02		-	-	-	-	-	-	-	-	下校	試験 乗車	14:20		14:02(※2)		14:02 (東郷経由)			13:36			試験 降車	15:04	14:32	15:08	14:44	14:58	14:40	14:26	14:13	13:52	13:48	例 乗車	16:20		16:47		16:47 (東郷経由)			15:11			例 ① 降車	17:04	16:32	17:28	17:04	17:43	17:25	17:11	15:48	15:27	15:23	例 ② 乗車	17:20		-		17:32 (東郷経由)			-			例 ② 降車	18:04	17:32	-	-	18:28	18:10	17:56	-	-	-	例 ③ 乗車	18:20		-		18:12 (米の岳)			-			例 ③ 降車	19:04	18:32	-	-	19:37	-	18:58	-	-	-	終 乗車	19:40		18:12		19:27 (東郷経由)			18:01			終 降車	20:24	19:52	18:53	18:29	20:22	20:05	19:51	18:41	18:19	18:13	※2 山鹿線（東郷経由）に乗車してバス停「新玉名駅」で乗り継ぐ必要があり、上記運賃とは異なるため、定期券とは別に運賃が必要です。										
		荒尾	時合	南関	三ツ川	山鹿	和水	小田	橋本	玉東	八重																																																																																																																																																																																																			
	登校	例 乗車	6:15	6:43	6:30	6:53	6:15	6:29	6:43	7:30	7:50	7:55																																																																																																																																																																																																		
		例 ① 降車	6:57		7:10		7:03 (東郷経由)			8:07																																																																																																																																																																																																				
例 ② 乗車		6:55	7:23	7:15	7:38	7:05	7:20	7:34	-	-	-																																																																																																																																																																																																			
例 ② 降車		7:37		7:56		7:55 (東郷経由)			-	-	-																																																																																																																																																																																																			
例 ③ 乗車		7:20	7:48	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																			
例 ③ 降車		8:02		-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																			
下校	試験 乗車	14:20		14:02(※2)		14:02 (東郷経由)			13:36																																																																																																																																																																																																					
	試験 降車	15:04	14:32	15:08	14:44	14:58	14:40	14:26	14:13	13:52	13:48																																																																																																																																																																																																			
	例 乗車	16:20		16:47		16:47 (東郷経由)			15:11																																																																																																																																																																																																					
	例 ① 降車	17:04	16:32	17:28	17:04	17:43	17:25	17:11	15:48	15:27	15:23																																																																																																																																																																																																			
	例 ② 乗車	17:20		-		17:32 (東郷経由)			-																																																																																																																																																																																																					
	例 ② 降車	18:04	17:32	-	-	18:28	18:10	17:56	-	-	-																																																																																																																																																																																																			
	例 ③ 乗車	18:20		-		18:12 (米の岳)			-																																																																																																																																																																																																					
	例 ③ 降車	19:04	18:32	-	-	19:37	-	18:58	-	-	-																																																																																																																																																																																																			
	終 乗車	19:40		18:12		19:27 (東郷経由)			18:01																																																																																																																																																																																																					
	終 降車	20:24	19:52	18:53	18:29	20:22	20:05	19:51	18:41	18:19	18:13																																																																																																																																																																																																			
	※2 山鹿線（東郷経由）に乗車してバス停「新玉名駅」で乗り継ぐ必要があり、上記運賃とは異なるため、定期券とは別に運賃が必要です。																																																																																																																																																																																																													
	実施主体	玉名市、バス事業者、関連事業者																																																																																																																																																																																																												
実施工程	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																																																																																																																																																																																																								
	3. 市内に立地する高校・大学や企業、商業施設等と連携した利用促進・利便性向上の取組																																																																																																																																																																																																													

検討・協議・適宜実施

内容	4. 外出支援サービス及び福祉バスの継続 本市では、60歳以上で要介護4又は要介護5の人や、ひとり暮らしの高齢者で外出に際し自らの交通手段を持たない人等を対象に、自家用有償旅客運送(福祉有償運送)により外出支援サービス事業を実施しています。他人の介助によらずに移動することが困難で、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な要介護者等の輸送を担う事業であるため今後も引き続き実施していきます。 また、福祉バスについては、高齢者の交通手段の確保を図り社会参加を推進するため、無料で特定の乗降場所から市内公共温泉施設等6か所への送迎を行っていますが、今後は、既存の介護予防活動等と組み合わせを行う等他の事業と連携し事業を継続していきます。					
	玉名市					
実施主体	玉名市					
実施工程	項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	4. 外出支援サービス及び福祉バスの継続	実施				